

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 秋田デイックライト
秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地1-19

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年6月23日～令和3年8月22日（2ヵ月）
東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の区域）

3 指名停止理由

株式会社秋田デイックライトの元社員が、秋田県北秋田地域振興局発注の県道大館能代空港西線改築補助工事の入札2件について、当時の同局建設部長が漏洩した最低制限価格を算出するために必要な情報により、不正に落札したとして、令和3年5月8日、公契約関係競売等妨害の容疑で秋田県警に逮捕された。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件 別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>